

令和6年葉山町議会第2回定例会提出議案

議案

- 28 専決処分の承認について（葉山町税条例の一部を改正する条例）
- 29 令和6年度葉山町一般会計補正予算（第1号）
- 30 令和6年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 31 葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 32 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 33 工事請負契約の締結について
地方自治法第96条第1項に基づき、同項第5号に該当する契約の締結をするもの
（インクルーシブ広場整備工事）
- 34 財産の取得について
地方自治法第96条第1項に基づき、同項第8号に該当する財産（第3分団ポンプ自動車）を取得するもの
- 35 財産の取得について
地方自治法第96条第1項に基づき、同項第8号に該当する財産（塵芥収集車2台）を取得するもの
- 36 財産の取得について
地方自治法第96条第1項に基づき、同項第8号に該当する財産（ホイールローダ）を取得するもの
- 37 財産の取得について
地方自治法第96条第1項に基づき、同項第8号に該当する財産（油圧ショベル）を取得するもの

報告

- 1 令和5年度葉山町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
令和5年度葉山町一般会計の繰越明許費繰越計算書について報告するもの
- 2 令和5年度葉山町事故繰越し繰越計算書（一般会計）
令和5年度葉山町一般会計の事故繰越し繰越計算書について報告するもの
- 3 令和5年度葉山町下水道事業会計予算繰越計算書
令和5年度葉山町下水道事業会計の繰越計算書について報告するもの
（地方公営企業法第26条第1項に基づく建設改良費繰越額の報告）
- 4 令和5年度葉山町下水道事業会計予算繰越計算書
令和5年度葉山町下水道事業会計の繰越計算書について報告するもの
（地方公営企業法第26条第2項ただし書きに基づく事故繰越額の報告）
- 5 令和5年度葉山町下水道事業会計継続費繰越計算書
令和5年度葉山町下水道事業会計の継続費繰越計算書について報告するもの
（地方公営企業法施行令第18条の2第1項に基づく報告）
- 6 土地開発公社の経営状況に関する説明書の報告について
令和5年度の葉山町土地開発公社の経営状況について報告するもの
（地方自治法第243条の3第2項に基づく財政状況の報告）

令和6年度6月補正予算の概要

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		12,808,095	622,745	13,430,840
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,570,793	1,049	3,571,842
	後 期 高 齢 者 医 療	1,284,587		1,284,587
	介 護 保 険	3,255,301		3,255,301
	小 計	8,110,681	1,049	8,111,730
下 水 道 事 業 会 計		3,617,618		3,617,618
合 計		24,536,394	623,794	25,160,188

1 一般会計

(1)歳入

➤ 国庫支出金	522,827 千円
児童手当負担金	108,527 千円
子ども・子育て支援事業費補助金	5,594 千円
地方創生臨時交付金	379,416 千円
共創モデル実証運行事業補助金	12,819 千円
デジタル田園都市国家構想交付金	16,471 千円
➤ 県支出金	3,226 千円
児童手当負担金	3,166 千円
かながわ学びづくり推進地域研究委託事業委託金	60 千円
➤ 繰入金	50,799 千円
財政調整基金繰入金	50,000 千円
前年度末残高	1,153,454 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	818,475 千円 ②
今回補正額（基金繰入額）	50,000 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	768,475 千円 ②-③
国民健康保険特別会計繰入金	799 千円
➤ 諸収入	45,893 千円
コミュニティ助成事業助成金	3,800 千円
葉山町制施行 100 周年記念宝くじ文化公演チケット売上代	593 千円
新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金	41,500 千円

(2)歳出

➤ 職員給与費	150 千円
特殊勤務手当（災害応急作業等手当）	
➤ 企画調整事業.....	2,050 千円
シェアサイクル事業負担金	
➤ 町内（自治）会支援事業	3,800 千円
コミュニティ助成事業補助金	
➤ 地域公共交通実証運行事業.....	19,716 千円
デマンド型乗合タクシーの実証運行に係る経費	
消耗品費、燃料費、自動車購入費等	6,375 千円
タクシー運行業務委託料	13,341 千円
➤ 町制施行 100 周年記念事業	8,840 千円
宝くじ文化公演手数料	297 千円
ミュージカル「白雪姫」開催に係る経費	
町民等主導型協働事業補助金	8,543 千円
➤ 神奈川県町村情報システム共同事業.....	10,562 千円
児童手当制度拡充に係るシステム改修経費	3,646 千円
価格高騰緊急支援給付金に係るシステム改修経費等	2,938 千円
定額減税に係るシステム改修経費	3,179 千円
健康保険証のマイナンバーカード移行に係る経費	799 千円
➤ 在宅高齢者福祉サービス事業.....	11,964 千円
高齢者の外出支援としてタクシー券を配布するための経費	
75 歳以上の方（75～79 歳は運転免許を保有していないこと）	
500 円／枚、月あたり 2 枚、令和 6 年 9 月から開始	
➤ 一般事務費（福祉文化会館費）	2,481 千円
Wi-Fi アクセスポイント増設に係る経費	
➤ 価格高騰緊急支援給付金給付事業	376,478 千円
あらたに住民税非課税となった世帯への給付金	70,000 千円
あらたに住民税均等割のみ課税世帯への給付金	45,000 千円
それぞれ 10 万円／世帯	
18 歳以下の子を扶養する低所得世帯への給付金（こども加算）	12,500 千円
5 万円／18 歳以下の子	
税額を上回る定額減税額のある方への給付金（調整給付）	240,000 千円
定額減税額＝4 万円※×（本人＋扶養親族）	

1	※ 4 万円（所得税 3 万円、住民税 1 万円）	
2	人件費（会計年度任用職員報酬、職員手当等）	5,851 千円
3	事務経費（消耗品費、通信運搬費等）	3,127 千円
4	➤ 児童手当支給事業	116,808 千円
5	児童手当制度の拡充に伴う関連経費	
6	18 歳以下の児童まで支給対象を拡大、所得制限を廃止等	
7	令和 6 年 10 月分から支給（隔月、偶数月）	
8	➤ 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業.....	61,711 千円
9	定期接種へ移行することに伴う関連経費	
10	65 歳以上の方、令和 6 年 10 月から開始	
11	自己負担 3,000 円（国基金 8,300 円、町 4,000 円）	
12	➤ 住宅耐震推進事業	493 千円
13	住宅耐震相談委託料の増額	
14	➤ 公園管理事業.....	1,850 千円
15	長柄 20 番地の 5（仮称）川下橋公園整備に係る経費	
16	➤ 防災資機材備蓄食糧整備事業.....	2,558 千円
17	簡易トイレの目標備蓄数確保に係る経費	
18	➤ 楽校づくり推進事業.....	2,022 千円
19	学校再整備に関する基本構想・基本計画の策定体制確保に係る経費	
20	➤ 学びづくり推進事業.....	60 千円
21	県補助額が引き上げられるため補助対象経費（消耗品費）を増額	
22	➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	1,202 千円

23
24

25 2 国民健康保険特別会計

26 (1)歳入

27	➤ 国庫支出金	1,049 千円
28	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	

29 (2)歳出

30	➤ 国民健康保険運営事業.....	1,049 千円
31	健康保険証のマイナンバーカード移行に伴い被保険者に加入者	
32	情報を通知するための経費	

- 1 ➤ 一般会計繰出金 799 千円
2 健康保険証のマイナンバーカード移行に伴う通知の封入封緘等
3 に係る経費相当額を一般会計へ支払う。
4 ➤ 予備費（歳入歳出額の調整） △799 千円

一般会計補正予算の内訳

○歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,782,694	45.1		5,782,694	43.1
地 方 譲 与 税	62,001	0.5		62,001	0.5
利 子 割 交 付 金	3,000	0.0		3,000	0.0
配 当 割 交 付 金	44,000	0.3		44,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	40,000	0.3		40,000	0.3
法 人 事 業 税 交 付 金	38,000	0.3		38,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	720,000	5.6		720,000	5.4
ゴルフ場利用税交付金	20,000	0.2		20,000	0.1
自動車取得税交付金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0.1		14,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	277,000	2.2		277,000	2.1
地 方 交 付 税	1,245,000	9.7		1,245,000	9.3
交通安全対策特別交付金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	51,872	0.4		51,872	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	179,154	1.4		179,154	1.3
国 庫 支 出 金	1,398,102	10.9	522,827	1,920,929	14.3
県 支 出 金	905,004	7.1	3,226	908,230	6.8
財 産 収 入	7,244	0.1		7,244	0.1
寄 附 金	90,000	0.7		90,000	0.7
繰 入 金	619,761	4.8	50,799	670,560	5.0
繰 越 金	200,000	1.6		200,000	1.5
諸 収 入	264,562	2.1	45,893	310,455	2.3
町 債	842,700	6.6		842,700	6.3
合 計	12,808,095	100.0	622,745	13,430,840	100.0

○歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	177,707	1.4		177,707	1.3
総 務 費	1,597,259	12.5	45,049	1,642,308	12.2
民 生 費	4,508,156	35.2	507,731	5,015,887	37.3
衛 生 費	2,420,237	18.9	61,711	2,481,948	18.5
農 林 水 産 業 費	44,711	0.3		44,711	0.3
商 工 費	127,962	1.0		127,962	1.0
土 木 費	1,404,928	11.0	2,343	1,407,271	10.5
消 防 費	678,207	5.3	2,627	680,834	5.1
教 育 費	1,280,885	10.0	2,082	1,282,967	9.6
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	524,126	4.1		524,126	3.9
予 備 費	42,917	0.3	1,202	44,119	0.3
合 計	12,808,095	100.0	622,745	13,430,840	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

固定資産税及び都市計画税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法を引用している条例の規定を改めることとした。

3 施行期日等

- （１）この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- （２）改正後の条例の規定は、令和 6 年度以後の固定資産税及び都市計画税に適用し、令和 5 年度以前の固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。
- （３）改正前の地方税法に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。

条例の概要

題 名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

特殊勤務手当に災害応急対応等派遣手当を追加し、その額を 1 日につき 1,080 円とすることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、この条例による改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例第 2 条及び第 8 条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとした。

条例の概要

題 名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 家庭的保育事業所等における職員の配置基準を次のとおり改めることとした。

年齢区分	現行	改正後
3 歳児	おおむね20人につき 職員 1 人	おおむね15人につき 職員 1 人
4 歳児以上	おおむね30人につき 職員 1 人	おおむね25人につき 職員 1 人

(2) その他省令改正に伴う所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 保育士及び保育従事者の配置状況を鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の職員の配置基準は、適用しないこととした。この場合において、この条例による改正前の職員の配置基準は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有することとした。